

入札公告

制限付き一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の6の規定により、下記のとおり公告する。

令和8年4月17日

石巻市長 齋藤正美



記

1 制限付き一般競争入札に付する事項

- (1) 工事名 石巻斎場空調設備改修工事
- (2) 工事場所 石巻市南境字大衡山43番地
- (3) 工期 石巻市議会で議決された日の翌日から令和9年3月26日まで
- (4) 予定価格 164,200,000円（消費税及び地方消費税を除いた額）
- (5) 工事内容 ○既存空調設備改修工事
対象施設：石巻斎場
鉄筋コンクリート造 2階建て
延べ面積 1,951.18㎡
〈工事内容〉
既存空調設備改修
上記に係る配管、自動制御設備新設及び改修
付帯する建築、電気設備新設及び改修
- (6) 支払条件 前金払、中間前金払及び部分払 有
- (7) 調査基準価格及び数値的判断基準 有
- (8) 入札方法 石巻市制限付き一般競争入札実施要綱（平成20年石巻市告示第125号）第4条第2項第2号に規定する入札後資格審査型により、価格以外の要素を評価の対象に加え、価格その他の条件が本市にとって最も優れたものをもって入札に参加した者を落札者として決定する特別簡易型の総合評価一般競争入札
※ 「非参集型入札」対象工事とする（ホームページの「非参集型入札の手続きについて（お知らせ）」を参照のこと。）。
- (9) その他 本工事は、週休2日工事【発注者指定型（現場閉所型）】の対象である。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 入札日（開札日）において、次に掲げる全ての要件を満たしているものであること。
 - ① 石巻市契約規則（平成17年石巻市規則第57号。以下「契約規則」という。）第3条第2項に定める競争入札参加資格承認簿（以下「承認簿」という。）に石巻市内の本店で登録されて

いる者

- ② 石巻市建設工事の競争入札参加者の資格及び格付に関する基準(平成17年石巻市告示第179号)第3条及び第4条に基づく格付工種が「管工事」であり、等級が「A」に属している者
- ③ 「管工事業」について、建設業法(昭和24年法律第100号)に規定する特定建設業の許可を受けている者
- ④ 建設業法の規定に基づき、次のいずれにも該当する監理技術者を本工事現場に専任で配置することができる者
 - ア 入札日(開札日)の前日から起算して3か月以上前から引き続き当該入札参加業者と直接的な雇用関係にある者
 - イ 本工事の契約工期の初日において、他の工事の現場に監理技術者として配置されていない者
 - ウ 「管工事業」の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を取得している者

(2) 次に掲げる者は、入札に参加することができない。

- ① 入札後資格審査用一般競争入札参加申請書に関して、入札参加資格を有する条件を満たさない者
- ② 令第167条の4に規定する者
- ③ 石巻市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱(平成17年石巻市告示第180号)第2条第1項の規定による指名停止又は同要綱第12条第1項から第3項までの規定による指名回避を受けている者
- ④ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされた者。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、当該申立てがなされていない者とみなす。
- ⑤ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされた者。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、当該申立てがなされていない者とみなす。
- ⑥ 入札参加資格審査書類の提出期限において、石巻市発注の手持ち工事(予定価格が200万円を超える建設請負工事をいう。)が、3件に達している者。ただし、令和7年度以前に締結した工事については、手持ち件数の対象外とする。
- ⑦ 同一の技術者を重複して複数の工事の技術者に配置予定とする場合において、他の工事を落札したことにより、配置予定の技術者を本工事現場に配置することができなくなった者
- ⑧ 石巻市入札契約に係る暴力団等排除要綱(平成20年石巻市告示第268号)別表各号に規定する要件に該当する者
- ⑨ 業務全般に関し、不正又は不誠実な行為の疑いにより、地方公共団体が契約を締結するに、不適当な相手方に該当するおそれがある者

(3) その他

本入札において落札候補者となった者は、令和8年4月17日付け石巻市公告第43号「石巻市総合体育館空調設備設置工事」に係る制限付き一般競争入札に参加できない(既に当該入札に係る入札参加申請書を提出している場合は、当該入札参加申請書は無効とする。)

3 入札参加申請

- (1) 本公告に示した入札に参加しようとする者は、後記6に示す期限、場所等を厳守し、「入札後資格審査用一般競争入札参加申請書（様式第5号）」及び「総合評価技術資料調書（様式－総合特簡1）」を郵送（「一般書留」又は「簡易書留」。以下同じ。）又は契約検査課窓口にある投函箱へ提出した後、入札書を工事費内訳書とともに中封筒に封かんした二重封筒で、郵送又は契約検査課窓口の投函箱へ提出すること。
- (2) 入札後資格審査用一般競争入札参加申請書及び総合評価技術資料調書と入札書は、同一の封筒で提出することができるが、その場合、入札書は工事費内訳書とともに中封筒に封かんの上、外封筒に入札後資格審査用一般競争入札参加申請書及び総合評価技術資料調書とともに封かんし、提出すること。
- (3) 本公告の申請及び入札参加資格審査書類の提出に係る費用は入札参加申請者の負担とし、提出された書類は返却しない。

4 総合評価に関する落札者決定基準

特別簡易型総合評価方式に関する本工事の評価項目及び評価基準の設定、評価の方法並びに落札者の決定方法については、別添「総合評価一般競争入札特別簡易型落札者決定基準」（以下「落札者決定基準」という。）に示すとおりとする。

5 総合評価に必要な提出書類

- (1) 総合評価技術資料調書
後記6に示す期限、場所等を厳守し、落札者決定基準で示した「総合評価技術資料調書（様式－総合特簡1）」を、「入札後資格審査用一般競争入札参加申請書」提出時に併せて提出すること。
なお、総合評価技術資料調書の内容に虚偽が認められた入札参加者は、失格とする。
- (2) 総合評価技術資料調書の記載内容を証する資料
開札後、落札者を決定するために、落札者決定基準で示した総合評価技術資料調書の記載内容を証する資料（以下「調書の記載内容を証する資料」という。）が必要となるので、後記6に示す期限、場所等を厳守し、郵便又は窓口持参により提出すること（後記11(3)参照）。
- (3) 落札者決定基準で示した総合評価技術資料調書及び調書の記載内容を証する資料（以下「総合評価技術資料調書等」という。）の訂正、差換え及び再提出は認めないものとする。
- (4) 「総合評価技術資料調書等」は、入札参加者の資格審査及び評価以外には使用しない。ただし、当該総合評価技術資料調書等を提出した者から承諾を得た場合を除く。
- (5) 「総合評価技術資料調書等」の提出にかかる費用は、入札参加者の負担とし、提出された書類は返却しない。

6 入札日程

手 続 等	期 間 ・ 期 日 ・ 期 限	場 所 等
入札後資格審査用一般競争入札参加申請書及び総合評価技術資料調書の提出期限	令和8年5月8日(金) 午後5時 ※ 前記3を参照	契約検査課契約係 ※ 郵送の場合 「一般書留」又は「簡易書留」 ※ 持参の場合 契約検査課窓口の投函箱へ提出
入札書の提出期限	令和8年5月12日(火) 午後5時	
入札日(開札日)	令和8年5月13日(水) 午前9時から	※ 立会いを希望する場合は、入札日の前日までに連絡の上、入札日の午前8時50分までに契約検査課窓口へ参集すること。
入札参加資格審査書類の提出(後記11(2)参照)	令和8年5月15日(金) 午後5時	契約検査課契約係 ※ 普通郵便でも可とする。
調書の記載内容を証する資料の提出(後記11(3)参照)		
設計図書等の閲覧	令和8年4月17日(金)から 令和8年5月12日(火)まで ※ホームページ上で閲覧可	ホームページ ※ 市役所4階閲覧室での設計図書等の閲覧は、令和7年度から廃止しています。
設計図書等に対する質問の受付	令和8年4月17日(金)から 令和8年4月28日(火)まで メール: isconstinsp@city.ishinomaki.lg.jp	契約検査課契約係 最終日は正午まで ※ <u>メール本文に、工事名、商号又は名称、代表者名及び質問者名を記載し、質問をすることが出来る。</u>
回答書の閲覧	令和8年4月30日(木)から 令和8年5月12日(火)まで ※ホームページ上で閲覧可	市役所4階閲覧室 初日のみ午後1時から午後5時まで

- (注) 1 上記期間にかかわらず、土曜日、日曜日等石巻市の休日定める条例(平成17年石巻市条例第2号。以下「休日条例」という。)に規定する休日は、設計図書等に対する質問回答等の閲覧を行うことはできない。
- 2 質問の受付等を行うことができる時間は、午前8時30分から午後5時まで(正午から午後0時45分までを除く。)とする。
- 3 入札公告の開始日から設計図書等に対する質問への回答の閲覧開始日までの期間内に、設計図書等の訂正及び追加を行う場合がある。入札に参加する者は、閲覧図書等で設計図書等の訂正及び追加内容を確認するとともに、質問への回答を確認の上、入札書を提出すること。

7 入札保証金に関する事項

入札保証金は、免除する。

8 工事費内訳書の提出

- (1) 初度の入札の際、入札書に記載されている金額と一致している工事費内訳書を提出すること。
- (2) 工事費内訳書の様式は自由であるが、できる限り市が示した様式を使用し、工事名及び商号又は名称を記載すること。
- (3) 金抜き設計書の項目に対応させ、内訳表の細別（細目）数量、単価、金額が記載された内訳明細までを記載すること。
- (4) 「一式」と表示していない項目を「一式」と記載したもの（一式のみの表示）や、工事費内訳の算出において値引き、端数調整しているものは無効とする。
- (5) 工事費内訳書は、返戻しない。

9 入札の回数

- (1) 石巻市予定価格事前公表に関する要綱（令和7年石巻市告示第80号）第4条の規定により、入札執行回数は1回とする。
- (2) 予定価格を上回る入札をした者は、無効とする。
- (3) 入札の結果、落札者が決定しなかった場合は、令第167条の2第1項第8号の規定による随意契約のための見積り合わせは行わない。
- (4) 入札参加者が1者となった場合、当該入札を中止とする。

10 入札の無効

本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札後資格審査用一般競争入札参加申請書又は入札参加資格審査書類に虚偽の記載をした者のした入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消すものとする。

また、落札者決定時点で前記2(1)に掲げる要件を満たさない者のした入札及び前記2(2)に掲げる者のした入札は、無効とする。

なお、金額その他重要事項の記載が不明確な入札（修正可能な筆記用具の使用等）は、無効とする。

11 入札参加資格の確認・落札者の決定等

- (1) 落札者については、入札価格が、予定価格の範囲内の価格をもって有効な入札をした者のうち、総合評価点の最も高い者を落札候補者として指定する。

ただし、調査基準価格未満の価格で入札があった場合において、最も高い総合評価点をもって入札した者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあり著しく不相当であると認められるときは、予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最も高い総合評価点をもって入札した者（以下「次順位者」という。）を落札者とすることがある。

- (2) 入札参加資格審査書類の提出

開札後、落札者を決定するために、落札候補者は、下記の入札参加資格審査書類を入札日（開札日）の翌々日（休日条例に規定する休日を除く。）午後5時までに契約検査課宛てに郵送又は契約検査課窓口にある投函箱へ提出すること（入札書を送付する際の外封筒に同封することも可とする。）。

- ① 類似工事の施工実績調書（様式第2号）
 - ② 配置予定の技術者に関する調書（様式第3号）
 - ③ 手持ち工事の状況調書（別記様式）
 - ④ 特定建設業許可通知書又は特定建設業許可証明書の写し
 - ⑤ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し
 - ⑥ 配置予定の技術者が有する資格を証するもの（合格証明書等）の写し（監理技術者については、監理技術者資格者証（表裏両面）及び監理技術者講習修了証の写しとするが、監理技術者資格者証の裏面に講習修了履歴が記載されている場合は、監理技術者講習修了証の写しの提出は不要）
 - ⑦ 配置予定技術者の健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書、賃金台帳等、健康保険被保険者証又は資格確認書のうち、所属業者名の記載があるいずれかの写し
- (3) 調書の記載内容を証する資料の提出

落札候補者は、上記(2)の入札参加資格審査書類と併せて下記の調書の記載内容を証する資料を提出すること。

ただし、状況により、入札日（開札日）当日以降に期限を定めて、次順位者から入札参加資格審査書類及び調書の記載内容を証する資料の提出を求める場合がある。

なお、入札参加資格審査書類及び調書の記載内容を証する資料を期限内に提出しない者のした入札は、入札参加資格のない者のした入札とみなし無効とする。

- ① 類似工事の施工実績調書（様式第2号—総合評価技術資料調書用）
 - ② 配置予定の技術者に関する調書（様式第3号—総合評価技術資料調書用）
 - ③ 災害時地域貢献申告書
- (4) 入札参加資格及び総合評価技術資料調書の記載内容の審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有していない場合又は落札者として不適格と認める場合には、当該落札候補者の入札を無効又は失格とする。
- (5) 上記(3)のなお書又は(4)により、落札候補者の入札を無効又は失格とした場合は、次順位者を新たな落札候補者とし、入札参加資格及び総合評価技術資料調書の記載内容の審査を行うものとする。
- (6) 上記(5)の場合において、次順位者の入札が無効又は失格となった場合は、次順位者から順に総合評価点が高い者について、上記(5)の内容を準用する。
- (7) 上記(1)又は(5)（上記(6)において準用する場合を含む。）の審査の結果、当該落札候補者について入札参加資格を有し、かつ、落札者として適格と認めるときは、その者を落札者と決定するものとする。
- (8) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を控除した金額を入札書

に記載すること。

- (9) 前記2(2)⑥における提出期限において手持ち工事が件数に満たない場合であって、落札候補者が、当該提出期限から落札者決定時点までに行われる他の本市入札で落札した場合（随意契約により相手方を決定した場合を含む。）は、その契約前であっても手持ち工事を新たに1件有したものとみなし、総件数が3件となった場合は、当該落札候補者の入札が、入札参加資格のない者のした入札とみなし無効とする。

1.2 入札参加資格の審査結果の通知

入札参加資格審査書類を提出した者の審査結果については、一般競争入札参加資格審査結果等通知書により通知する（この通知は、ファクシミリ又は電子メールにより行う。）。

1.3 入札結果の公表

入札参加資格の審査が終了し、本入札の結果が確定した場合は、その結果を市役所閲覧室及び市のホームページで公表する（前記1.1(4)等の落札者の決定状況により、日数を要する場合がある。）。

<http://www.city.ishinomaki.lg.jp/d0020/d0010/d0030/index.html>

1.4 契約保証金に関する事項

契約規則第25条及び第26条の規定による。

1.5 配置予定の技術者の確認

落札決定後、配置予定の技術者について配置違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、この工事の施工に当たって、申請書に記載した配置予定の技術者を変更することができるのは、病休、死亡、退職等極めて特別な理由に限るものとし、該当理由により、やむを得ず変更する場合は、前記2(1)④に掲げる基準を満たし、かつ、当初の配置予定の技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

また、配置予定の技術者の雇用関係、専任期間等については、監理技術者制度運用マニュアル（令和7年1月28日付け国不建技第147号）に基づき適正に配置すること。

1.6 低入札価格の調査

- (1) 本公告に示した入札は、石巻市低入札価格調査要綱（平成30年石巻市告示第325号）第3条の規定により、契約の内容に適合した履行ができないおそれがあると認められる場合の基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）を設定する。
- (2) 調査基準価格未満の価格で入札が行われたときは、落札候補者の決定を保留し、石巻市低入札価格調査要綱の規定による低入札価格調査等を行った上で、後日落札候補者を決定する。そのため、最低価格入札者であっても落札候補者とならない場合がある。
- (3) 調査基準価格未満の価格で入札を行った者は、低入札価格調査等の際の事情聴取等に協力すること。

17 契約条項等

この工事請負契約の締結については、石巻市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年石巻市条例第51号）第2条の規定により議会の議決を必要とするため、議会の議決を得たときに本契約が成立する旨を記載した仮契約書により仮契約を締結するものとする。

18 その他

(1) 石巻市建設工事等競争入札参加心得（平成17年石巻市告示第189号）を遵守すること。

https://www.city.ishinomaki.lg.jp/cont/10702000/0020/3449/03_koujitou_nyusatsu_sankakokoroe.pdf

(2) 石巻市低入札価格調査要綱を必読すること。

https://www.city.ishinomaki.lg.jp/cont/10702000/0020/3449/11_teinyusatsu_kakakutyousa_youkou.pdf

(3) 落札者は、この工事に係る請負契約を締結した後において、入札が契約規則第13条第4号に該当する行為によるものであったことが明らかになったときは、当該契約金額の100分の20に相当する額の損害賠償金を支払わなければならない。

(4) 実際に生じた本市の損害額が上記(3)の規定による損害賠償金を超える場合は、その超える額につき、なお請求をすることを妨げない。

また、本規定は上記(3)の規定により落札者が損害賠償金を支払った後においても適用する。

(5) 詳細又は不明な点については、石巻市契約検査課契約係に照会のこと。

電話:0225-23-6611、23-6612

メール: isprop@city.ishinomaki.lg.jp